

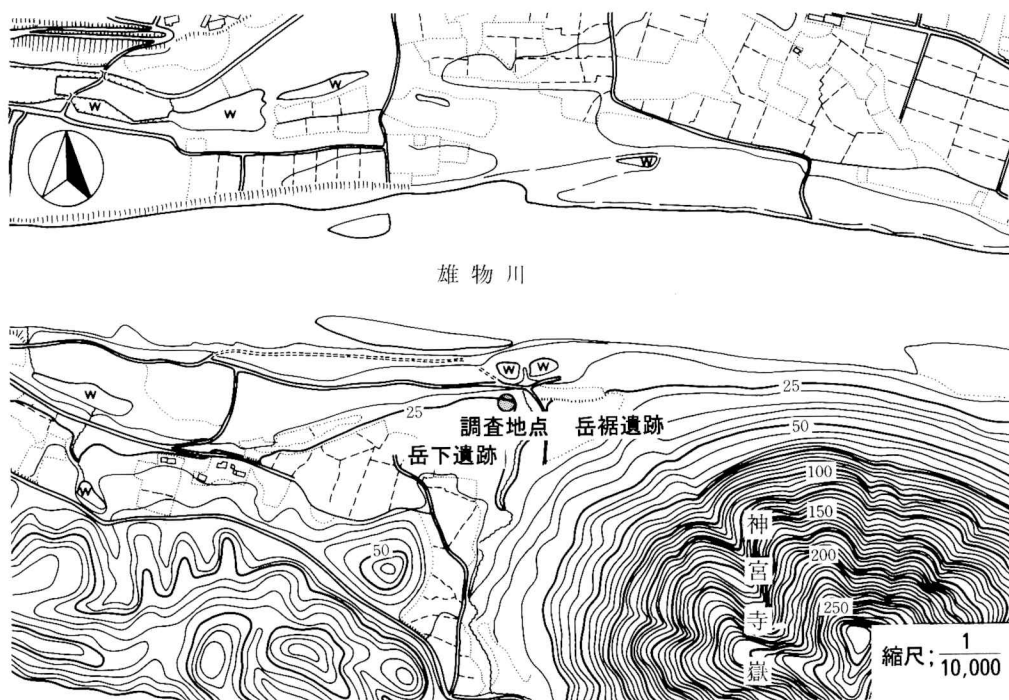
岳下遺跡検出の窯跡について

小 林 克

岳下遺跡は仙北郡神岡町神宮寺字小沢17～19に所在する。町道小沢線改良工事に先だって、昭和59年11月5日～8日までの4日間、神岡町教育委員会が主体となって発掘調査がおこなわれ、町教育委員会の依頼を受けて小林が調査を担当した。

遺跡は標高25m程の台地上に立地する。遺跡の北側75m程には雄物川が西流し、遺跡の立地する台地の東側は、神宮寺岳の南西をめぐって雄物川へ合流する沢が台地の縁を画している。遺跡周辺は一部杉の植林地、一部畑地として利用されていたが、現在畑地部分には町の誘致した工場が建てられている。

岳下遺跡の名称は『秋田県遺跡地図』（1976）によるもので、町の指定史跡としての名称は「小沢遺跡」である。古くから縄紋時代晩期の遺物出土地として著名であり、昭和40年には県



第1図 遺跡周辺地形図

の文化財保護専門委員会委員であった豊島昂氏によって岳下遺跡の東側に隣接する岳裾遺跡の調査がおこなわれた。この時の調査では、石組の棺が2基見つかったと報告されている⁽¹⁾。他に、岳下遺跡の西側600mには縄紋時代の愛宕下遺跡があり、青竜刀形石器を出土したとされている⁽²⁾。

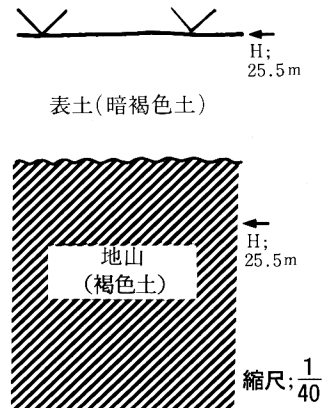
遺跡のある台地では、その東側で表土である暗褐色～黒褐色土が厚く、西側に向かうにしたがって薄くなる傾向を見せている。西側では表土が10cm内外ときわめて浅く、その直下には砂礫を多く混じえた褐色土が堆積している。

調査区は台地の北東端に、3.5×4m、5×4m、2×2mの3箇所を設けた。調査された面積の合計は38㎡である。

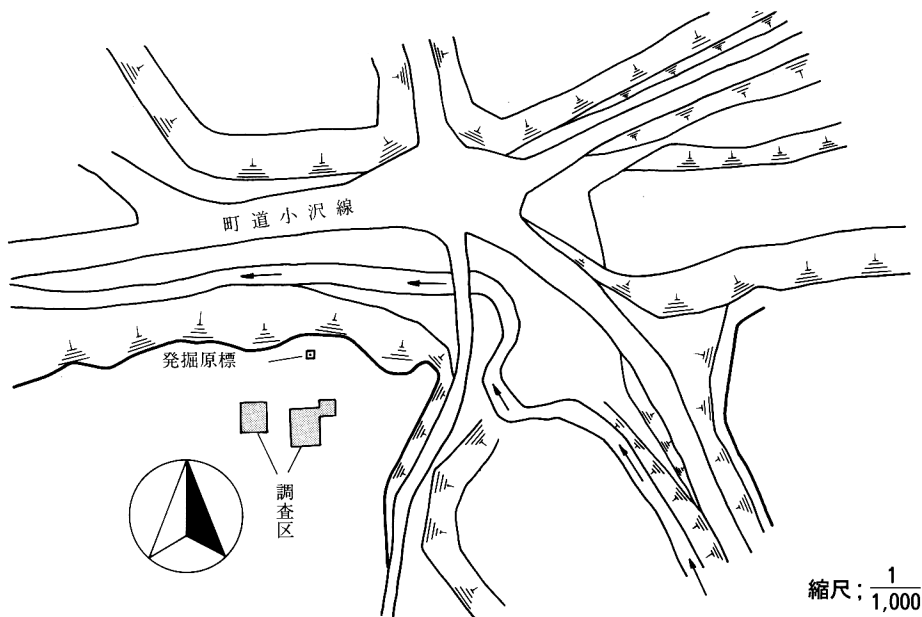
調査の結果、6基の窯跡を検出している。

SN01

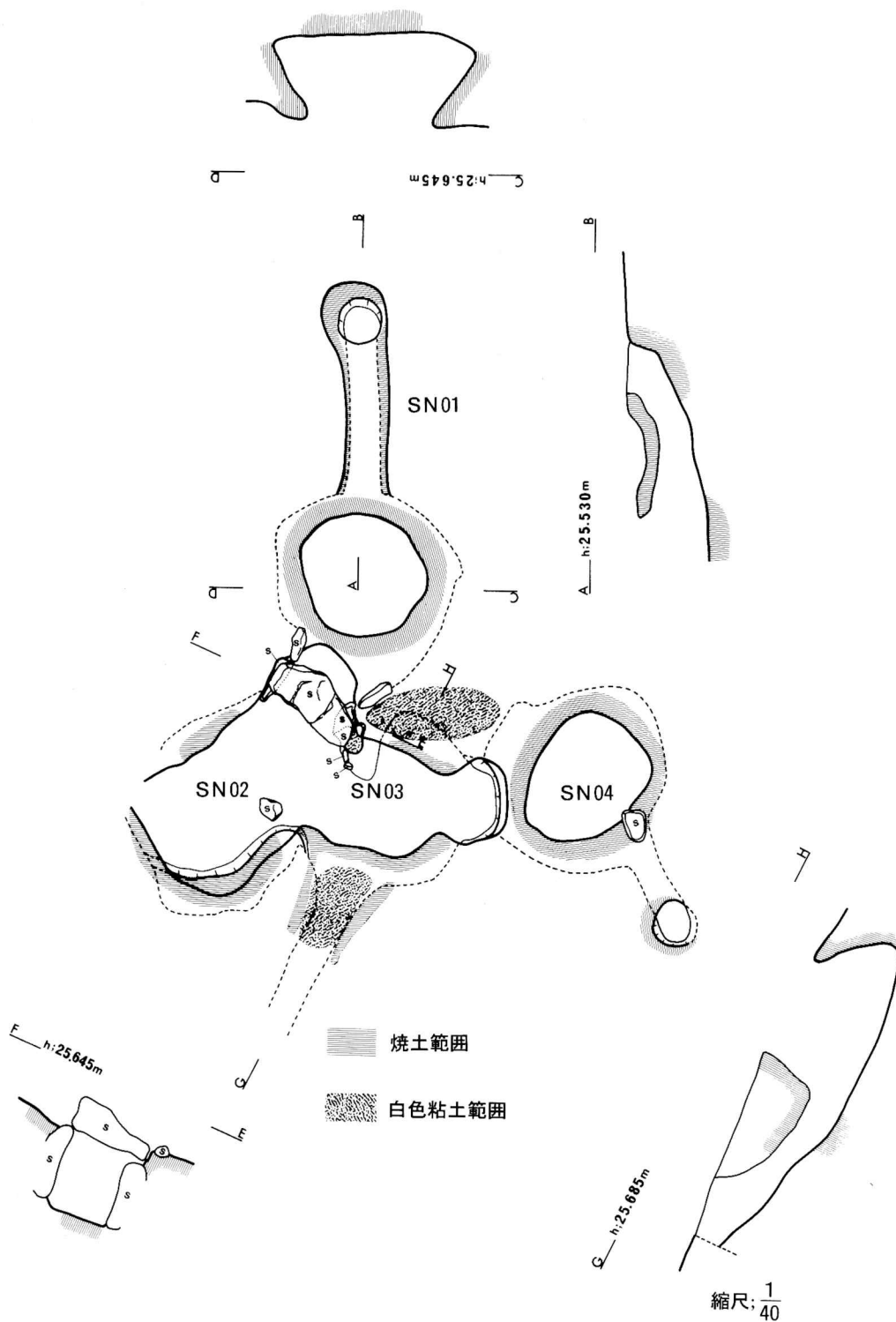
互いに切り合う4基の窯跡のうち最も新しく、かつ遺存状態も良い。焚口部は大形の礫によって囲み補強している。焚口前部はSN02～SN03の間にあり、側壁間の幅38cm、天井部までの高さ46cmをはかる。燃烧部の規模は、底部径116cm、深さ56cmをはかり、断面形での形状は台形を呈する。燃烧部の底面はよく焼けておりかなり堅い。煙出口は燃烧部の中央から150cm程西側にある。燃烧部と煙出口は緩やかに上昇する煙道によって連結されている。



第2図 基本層位



第3図 調査区周辺図



第4図 SN01~SN04窯跡

SN02

SN01およびSN03によって切られている。焚口は明確にできなかった。煙道部は北側にあると推察されたが、崩落が著しく全体を明らかにできなかった。燃烧部底面にはSN01焚口部構築の際にできたと判断される段差を認めた。この付近では、厚さ2～3cm程の炭化物層が認められた。燃烧部の底部径115cm、深さ42cmをはかる。

SN03

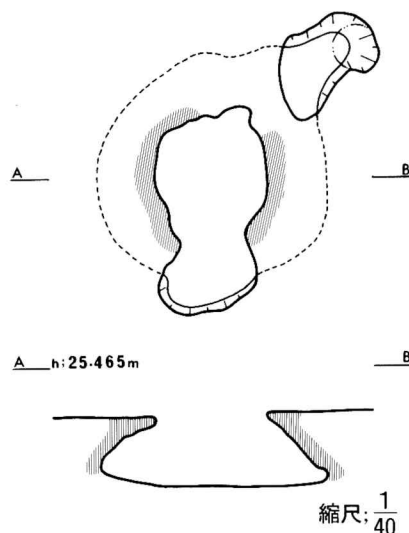
SN02、SN04を切り、SN01によって切られている。焚口部は燃烧部の南側にあり、煙道部は北西方向にのびる。煙道部の構築にあたっては、上面から樋状に掘りくぼめた後、白色の粘土によって覆っている。燃烧部の底部径105cm、深さ44cmをはかる。

SN04

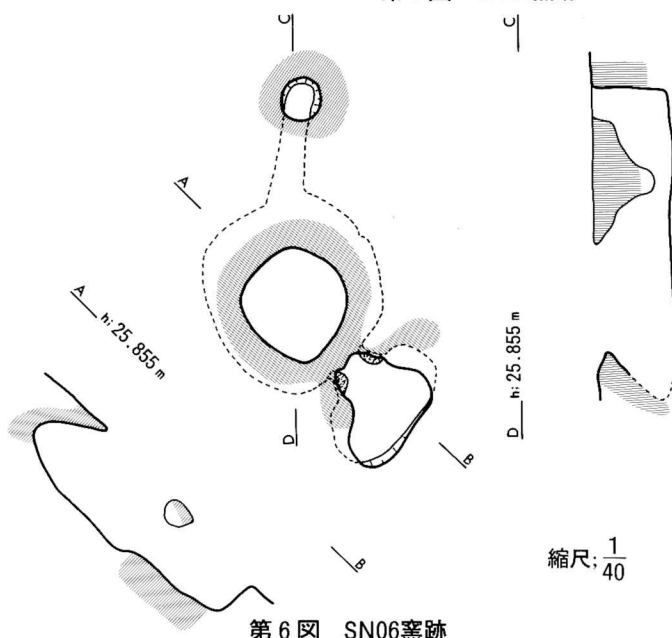
SN03によって北側を切られている。焚口は明確にし得なかった。煙道は燃烧部の南西方向へのびる。煙出口は、燃烧部中央から1mほど離れてある。燃烧部底面は他のものに比べて、さほど焼けてはいない。燃烧部の底部径114cm、深さ59cmをはかる。

SN05

焚口部、燃烧部、煙道、煙出口とも残りが良い。煙道、煙出口は燃烧部の北西方向へのび、焚口部は東側に付設される。焚口天井部は橋状に残っている。焚口部と燃烧部の連結路は、両側を粘土で補強し、やや狭くなっている。煙出口は上面からほぼ垂直に掘り込まれている。



第5図 SN05窯跡



第6図 SN06窯跡

SN06

焚口部は燃焼部の北東側、煙道、煙出口は燃焼部の北西側にのびる。遺構プランを確認した時点において、煙出口は炭化物を多く含むピットとして検出されていた。煙道部は大半崩落している。

本遺跡から検出された6基の窯跡の形態的特徴は、

- ①煙道、燃焼部本体、焚口部の別があること。
- ②煙道部はトンネル式に掘り込んだものであること。
- ③燃焼部はその断面形が末広りの台形を呈すること。
- ④焚口部は、燃焼部に向かって緩やかな傾斜を示し、燃焼部との境は礫によって囲み補強する場合もあること。
- ⑤燃焼部を中心とした煙道部と焚口部は直線とならず、100度以上の角度をもつこと。

と要約される。ことに⑤の点については、本遺跡での顕著な特徴と認められるもので、6基のうち焚口、煙出口を確認できたSN01、SN04、SN05、SN06ではそれぞれ、160度、110度、128度、137度の角度をもって、それらが作り付けられている。

また、形態とは別に、

- i)埋土中に炭の碎片が多く混入すること。
- ii)焼土面は燃焼部、煙道部ともに形成されること。

の特徴もあげられる。

現在までのところ、県内でこの種の窯跡の検出例はない。ただし類似する遺構としては、鹿角市妻の神Ⅲ遺跡⁽³⁾、乳牛平遺跡（乳牛館）⁽⁴⁾、大曲市四十二館遺跡⁽⁵⁾で見つかっている「カマド状遺構」「焼土遺構」と呼称される遺構をあげることができる。これらの遺跡例ではその形態として、平面形が瓢箪形をなし、煙道部が短く、焚口部・燃焼部・煙道部とも一直線上に並ぶという、本遺跡例とは異なる特徴をもつ。また、隣県の例では岩手県石鳥谷町大瀬川C遺跡⁽⁶⁾、紫波町柳田館遺跡⁽⁷⁾、青森県弘前市境関館遺跡⁽⁸⁾で本遺跡例と同様の形態をもつ遺構が検出されている。県内、県外の例とも遺構内から時期の決定を可能とする遺物の出土はない。しかし、いずれの例も中世城館とされる遺跡からの検出例である。

このような県内外の例から推して、本遺跡で検出された6基の窯跡も中世の構築物である可能性が高い。しかし、この種の遺構が中世城館上に見つかる様々な遺構のうちにあって、どのような機能を担っていたかのかは未だ判然としがたい。また、この種の遺構のみでそれを残した人々の活動の全体を語ることに無理がある。いずれそうした関連する遺構および類例の蓄積をもって機能を含めた性格の解明がおこなわれるべきであろう。

註

- (1) 奈良修介・豊島昂『秋田県の考古学』吉川弘文館 1967(昭和42年)
- (2) 秋田県教育委員会『秋田県遺跡地図』1976(昭和51年)
- (3) 秋田県教育委員会『東北縦貫自動車道発掘調査報告書Ⅷ』1984(昭和59年)
- (4) 秋田県教育委員会『東北縦貫自動車道発掘調査報告書Ⅸ』1984(昭和59年)
- (5) 大曲市教育委員会『四十二館跡発掘調査報告書』1984(昭和59年)
- (6) 岩手県教育委員会・日本道路公団『東北縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告書Ⅷ』1981(昭和56年)
- (7) 岩手県教育委員会・日本道路公団『東北縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告書Ⅳ』1980(昭和55年)
- (8) 青森県教育委員会『境関館遺跡』1986(昭和61年)

※岩手県内の事例については国生尚氏、高橋與右衛門氏、石川長喜氏から教示を得た。

記して謝意を表します。



上；岳下遺跡調査前遠景 下；調査区全景



上 ; SN01 窯跡 下 ; SN06 窯跡